

**町田市住みよい街づくり条例に基づく
街づくり推進地区(地区街づくりプラン(計画))の届出に係る質疑応答**

番号	Q 質問	A 回答
1	建築行為等のお知らせ標識が設置されているのですが、計画内容を知りたいです。	具体的な計画の内容は当該標識の連絡先欄に記載されているところへ連絡してください。
2	街づくり推進地区(地区街づくりプラン(計画))での届出(以下、届出)は、何をするとときに必要ですか。	街づくり推進地区内で建築行為等を行う際に必要です。 【建築行為等とは、建築物その他の工作物に係る新築、増築、改築及び外観の変更並びに土地の区画形質の変更を意味します。】
2	届出の提出はいつまでにすれば良いですか。	届出の提出は工事着手の30日以上前までにご提出ください。審査の結果によっては設計変更が生じる可能性がありますので、建築確認申請を行う前の届出を奨励致します。
3	届出にはどのような書類が必要ですか。	届出に必要な書類についてはこちらをご確認ください。 【町田市トップページ>暮らし>住まい・道路>都市づくり>町田市住みよい街づくり条例に基づく街づくり>町田市住みよい街づくり条例>街づくり推進地区での建築行為等に関する届出について>届出について・届出の流れ・【届出に必要な書類】の表
4	届出の提出はどこにすれば良いですか。	町田市役所8階805窓口の都市づくり部土地利用調整課土地調整係へご提出ください。
5	第8号様式(表面)の届出者には誰の住所氏名を記載すれば良いですか。	届出者は建築行為等を行う事業者の住所氏名を記載してください。
6	第8号様式(表面)の行為の着手予定日は、第9号様式の事業着手予定時期と合わせる必要がありますか。	同一年月日となるようにしてください。また、着手予定日は届出日の30日以降でなければなりません。
7	第8号様式(表面)の連絡先には誰の住所氏名他を記載すれば良いですか。	連絡先は届出の内容について市から連絡が取れる担当者を記載してください。届出者でない者が代理で届出手続きを行う場合、委任状に記載されている受任者(及び担当者)を記載してください。
8	第8号様式(裏面)に掲載する案内図、標識設置位置図、標識設置状況(写真添付)の枠が狭いのですが、別紙でも問題ありませんか。	案内図、標識設置位置図、標識設置状況(写真添付)は別紙で構いません。別紙とする場合は、それぞれの枠内に「別紙による」など記載をしてください。
9	建築敷地が2以上の道路に接しています。標識はそれぞれ必要ですか。	それぞれ接する道路に対して必要になります。
10	標識設置状況の写真は何枚必要ですか。	標識設置状況の写真は、遠景写真及び近景写真(掲載内容が確認できるもの)がそれぞれ1枚以上必要です。標識を複数設置する場合は、標識毎に必要になります。
11	第9号様式の事業者が個人名になるのですが、電話番号の掲載が必要でしょうか。	事業者が法人ではない場合、電話番号のみ掲載を省略できます。なお、第8号様式の届出者(事業者)の連絡先欄への記載は必要です。

12	第9号様式の建築行為等の面積には何の面積を掲載すれば良いですか。	建築行為等の面積には、建築物の建築及び工作物の建設の場合は敷地面積を記載してください。土地の区画形質の変更場合は区域面積を記載してください。
13	標識の設置方法、サイズに指定はありますか。	地面から標識の下端までの高さが概ね1メートルとなるように設置してください。また、雨風等で破損しないように注意してください。 サイズは90cm×90cm以上としてください。
14	標識の設置期間は。	標識の設置期間は、届出提出前の設置日から工事完了までの設置をお願いします。
15	提出する図面には何を記載すれば良いですか。	図面には地区の届出項目が確認できるようにしてください。 例：道路及び隣地境界線からの後退線（配置図、平面図）、建築物の高さ（立面図、断面図）、その他届出項目による
16	敷地の求積図は必要ですか。	届出項目にある敷地面積の最低限度の確認をするために求める場合があります。
17	土地の公図や登記簿謄本は必要ですか。	届け出た敷地面積が届出項目にある敷地面積の最低限度を下回っている場合に、当該地区の基準日以前からのものか確認するために必要となります。
18	地区街づくりプラン（計画）に「街づくり委員会」へ連絡するようにと記載があります。連絡先を教えてください。	各地区「街づくり委員会」の連絡先については、都市づくり部地区街づくり課街づくり景観係（042-724-4267）へお問い合わせください。
19	敷地面積240㎡の土地を、120㎡ずつ分割して建築をしたいのですが可能ですか。	鶴川平和台地区及びつくし野三丁目地区では最低敷地面積が165㎡以上となるため、土地の分割はできませんが敷地面積165㎡未満の敷地で建築はできません。 【小田急金森泉地区は最低敷地面積120㎡以上】
20	壁面の位置の制限には出窓やシャッターボックスは含まれますか。	各地区で含まれるものが異なりますので、詳しくは各地区街づくりプランの解説書をご確認ください。 注記.つくし野三丁目地区はシャッターボックス、戸袋等も含まれます。
21	壁面の位置の制限の緩和はありますか。	小田急金森泉地区及び鶴川平和台地区においては、建築基準法施行令第135条の21の一号による緩和（いわゆる3mルール）が認められています。 つくし野三丁目地区において緩和はありません。
22	地域での自主的な管理、ルールについてはどのようにすれば良いですか。	各地域での自主的な管理、ルールの内容になりますので、ご配慮いただき計画をしてください。